

## 推薦登録規定

### 1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款施行細則第3条に基づき推薦による登録について定める。

### 2. 被推薦者の資格

(1) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりTop Instructorとして認定されることができる。

- イ. (財)全日本スキー連盟指導員及びA級検定員に認定されて5年が経過している者
- ロ. (社)日本職業スキー教師協会ステージ3及びイグザミナーに認定されて5年が経過している者
- ハ. 他のインラインスケート協会などの最高資格を有して5年が経過している者

ニ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者

(2) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりAdvance Instructorとして認定されることができる。

- イ. (財)全日本スキー連盟指導員に認定されて5年が経過している者
- ロ. (社)日本職業スキー教師協会ステージ3に認定されて5年が経過している者
- ハ. 他のインラインスケート協会などの上位2番目の資格を有して5年が経過している者

ニ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者

(3) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりFirst Instructorとして認定されることができる。

- イ. (財)全日本スキー連盟準指導員に認定されて5年が経過している者
- ロ. (社)日本職業スキー教師協会ステージ2に認定されて5年が経過している者
- ハ. 他のインラインスケート協会などの上位2番目の資格を有して2年または、上位3番目の資格を有して5年が経過している者

ニ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者

### 3. 推薦者の資格と義務

前3項の該当者を会員として推薦しようとする者は、次の各項の要件を満たしていなければならない。

- (1) 会員及び有資格認定者としての義務をはたしていること
- (2) 被推薦者の連帯保証人となること

### 4. 登録申込手続

被推薦者の資格を有する登録希望者は、次の各項の書類を会長宛に提出し、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 自筆による推薦登録願い及び理事を含む会員2名以上の推薦者の自筆による推薦状
- (2) 自筆による会員登録申込書
- (3) 自筆による履歴書及びスキーとインラインスキー歴
- (4) 資格を証明する書類のコピー
- (5) 証明書用写真1枚(2.5cm×3cm)

### 5. 登録条件

連盟が定めるインストラクターズクリニックに参加していること。

### 6. 入会金・年会費及び資格認定料

所定の手続きを終了した者は、入会金と登録が決定される日の属する年度の年会費を添え、連盟に納付しなければならない。

- (1) 入会金・年会費  
○3000円
- (2) 資格認定料
  - Top Instructor : 21000円
  - Advance Instructor : 13000円
  - First Instructor : 6000円

### 7. 登録の決定

前各項の要件を満たした者は理事会の議決を経て、登録をすることができる。

### 8. 外国籍者

外国籍を有する者は、別途理事会で審査する。